

# 松前町 { 水道 } 事業経営戦略 簡易水道

団 体 名 : 松 前 町

事 業 名 : 松前町水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 29 年 6 月 1 日	計画給水人口	19,300 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法的(財務)	現在給水人口	6,979 人
		有収水量密度	493 m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長 103,711 m
	配水池設置数	9	
施 設 能 力	6,488 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	29.3 %

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	料金体系は用途別に基本料金と超過料金を以下のとおり設定している。																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="4">料 金 (消費税抜き)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>基本水量</th> <th>超過料金</th> <th>※10m<sup>3</sup>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家 事 用</td> <td>1,700円</td> <td>7 m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円/m<sup>3</sup></td> <td>2,135円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団 体 用</td> <td>5,900円</td> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円/m<sup>3</sup></td> <td>6,190円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴 場 用</td> <td>12,000円</td> <td>50m<sup>3</sup>まで</td> <td>140円/m<sup>3</sup></td> <td>12,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製氷冷凍営業用</td> <td>18,700円</td> <td>80m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円/m<sup>3</sup></td> <td>18,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豆腐製造営業用</td> <td>4,500円</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円/m<sup>3</sup></td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他営業用</td> <td>3,800円</td> <td>12m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円/m<sup>3</sup></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨 時 用</td> <td>13,000円</td> <td>50m<sup>3</sup>まで</td> <td>160円/m<sup>3</sup></td> <td>13,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休 栓 料</td> <td colspan="4">900円/月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途別	料 金 (消費税抜き)				備 考	基本料金	基本水量	超過料金	※10m <sup>3</sup> 料金	家 事 用	1,700円	7 m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	2,135円		団 体 用	5,900円	8m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	6,190円		浴 場 用	12,000円	50m <sup>3</sup> まで	140円/m <sup>3</sup>	12,000円		製氷冷凍営業用	18,700円	80m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	18,700円		豆腐製造営業用	4,500円	20m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	4,500円		その他営業用	3,800円	12m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	3,800円		臨 時 用	13,000円	50m <sup>3</sup> まで	160円/m <sup>3</sup>	13,000円		休 栓 料	900円/月						
用途別	料 金 (消費税抜き)				備 考																																																								
	基本料金	基本水量	超過料金	※10m <sup>3</sup> 料金																																																									
家 事 用	1,700円	7 m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	2,135円																																																									
団 体 用	5,900円	8m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	6,190円																																																									
浴 場 用	12,000円	50m <sup>3</sup> まで	140円/m <sup>3</sup>	12,000円																																																									
製氷冷凍営業用	18,700円	80m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	18,700円																																																									
豆腐製造営業用	4,500円	20m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	4,500円																																																									
その他営業用	3,800円	12m <sup>3</sup> まで	145円/m <sup>3</sup>	3,800円																																																									
臨 時 用	13,000円	50m <sup>3</sup> まで	160円/m <sup>3</sup>	13,000円																																																									
休 栓 料	900円/月																																																												
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和 56 年 4 月 1 日																																																												

#### ④ 組織

○組織図

```

    graph LR
      A[松前町長  
(管理者は非設置)] -.- B[水道課長]
      B --- C[主幹]
      C --- D[主査]
      D --- E[主任]
      E --- F[主事  
臨時職員]
  
```

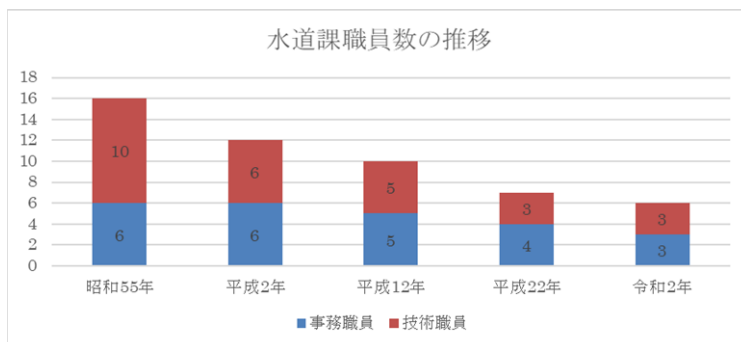
※令和元年度末現在の水道課職員数は6名(うち1名は臨時職員)で内訳は下記のとおり

○職員区分

年 代	20代	30代	40代	50代	60代	計	
事務職	2			1		3	事務職1名は臨時職員
技術職		1	1	1		3	技術職1名は事務職兼務

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

松前町は当初1上水6簡易水道がありました。昭和54年に清部・静浦・赤神を統合し「西部簡易水道」とし、松前上水道と白神簡易水道が昭和56年に統合されました。  
また、各種業務委託や遠方監視システムの導入などにより、昭和55年度に16名（事務職6人、技師職10人）いた職員も現在の6名まで削減し、事務の効率化や業務のアウトソーシング等を進めてきました。



## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

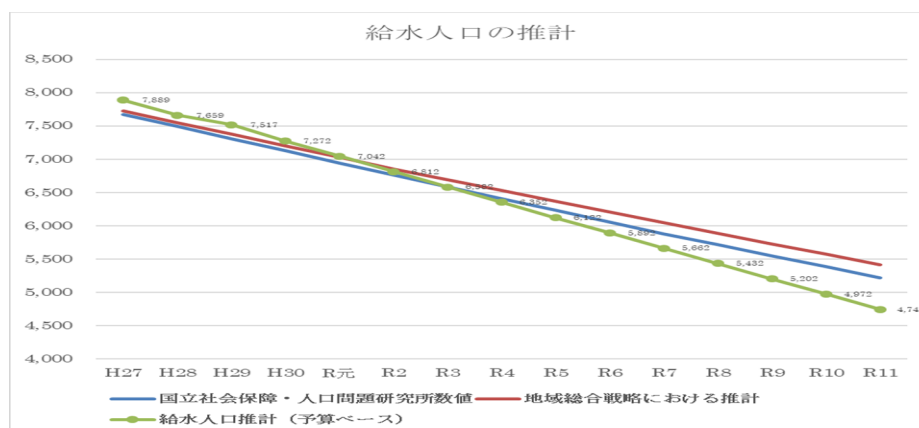
平成30年度決算による経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）【別紙①】

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口・水需要の予測

国立社会保障・人口問題研究所、松前町地域総合戦略における人口推計、給水人口の推移からの推計の各推計値のうち最も低い推計値となる、給水人口の推移を基にした推計値では令和11年の人口は4,742人を見込んでおり、令和元年の7,042人と比較し2,300人、32.66%の減少となっています。

これに伴う水需要については、減少率から推計し25.9%の減少を見込んでいます。



### (2) 料金収入の見通し

給水収益は水需要予測で推計した将来の有収水量に供給単価を乗じて推計しました。令和11年には22.84%の減少を見込んでおり、これによる収支予測では、令和7年には赤字が見込まれることから、早急に料金改定を検討しなければならない状況となっています。

### (3) 施設の見通し

施設については、浄水施設等を含む設備、導水管、配水管等が耐用年数を経過するものが増えており、計画的な更新が必要となってきます。特に令和19年度には、大規模改修が重なる見込みであるため、更新の前倒しや、長寿命化、設備のダウンサイジング等を検討し、更新費用の平準化に向けた取組みが必要となっています。

### (4) 組織の見通し

現在、1上水3簡水の施設は19カ所にのぼり、町内に点在しているため、一部は管理を委託しているものの、職員の維持管理には一定の人員が必要です。また、適切な維持管理を行うためには技術職員を確保し、経験や各施設の情報、関連技術等の継承が必要不可欠であり、その人材の確保を図っていかねばなりません。

### 3. 経営の基本方針

次の6項目を経営の基本方針とします。

- ①安全な水質確保と水道水の安定供給
- ②適切な施設規模での適切な施設更新、適切な維持管理
- ③施設の耐震化及び災害時対応の強化
- ④健全経営の持続
- ⑤技術力の確保、継承
- ⑥住民の水道事業への理解度の向上

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり【別紙②③】

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>現状で、令和2年度までに更新しなければならない設備について今後5年間(令和2年度～令和6年度)で更新することとし、耐用年数が超過している管路については、今後7年間(令和2年度～令和8年度)で更新することとし、さらに昭和52年度以降に布設し50年を経過する管路を令和9年度から随時更新していくと仮定した場合の投資額は別表5-2【別紙④】のとおりとなります。</p> <p>この場合、令和19年度に更新設備、更新管路が集中することとなり、これを解消するために、設備の長寿命化や管路の老朽化状況等を考慮した更新の優先順位を検討し、投資額の平準化を図っていかねばなりません。</p>
-----	--

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>上水道については上水道債の借入、簡易水道については簡水債、辺地債を充当し、一般会計からの繰り入れも見込んで行きますが、今後の施設の更新にあたっては、国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金についても積極的に活用することを検討していきます。</p> <p>なお、一般会計からの繰入金については、以下の考え方となっています。</p> <p style="text-align: center;">繰入基準内 上水道 消火栓に関する経費(維持管理負担金187基分) (松前町は渡島西部広域事務組合が負担) 簡易水道 ①簡水改良費の一般財源の10% ①元利償還金の2分の1 ③児童手当</p> <p style="text-align: center;">繰入基準外 ①システムの簡水減価償却分 ②簡水人件費相当分 ③辺地債補助分</p> <p>また、町内消火栓(187基)を計画的に令和元年までは毎年10基更新しおり、令和2年からは7基、令和7年度からは耐用年数経過の消火栓の更新について、広域事務組合からの負担金を他会計負担金として見込んでいきます。</p>
-----	---

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

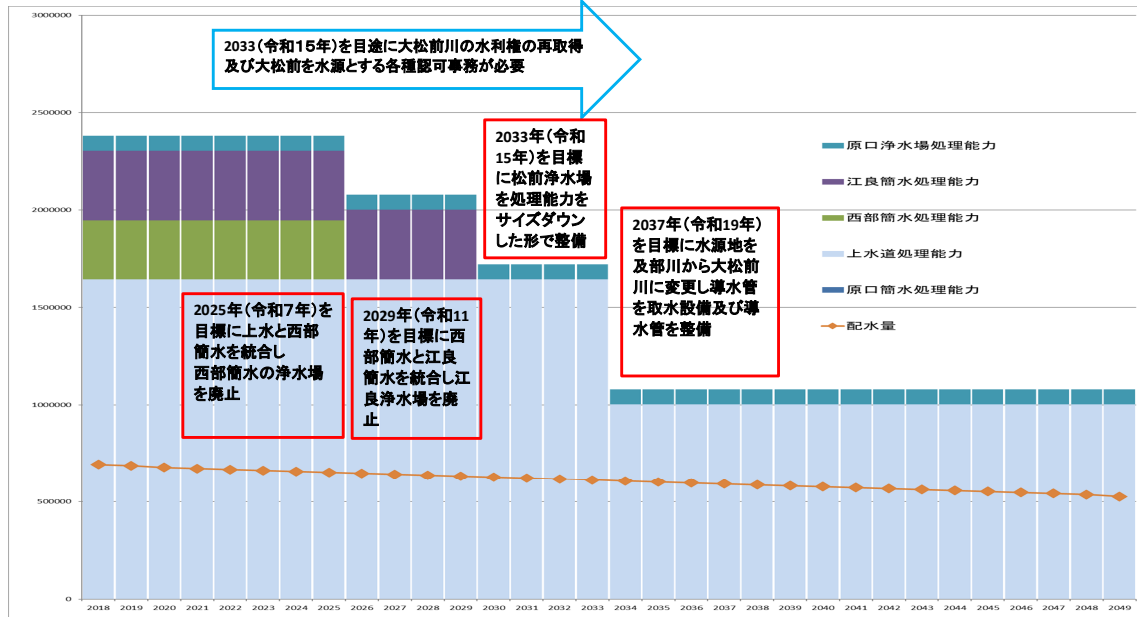
投資以外の経費については常に経費削減に努めるとともに、業務委託や新たなシステムやOA化技術の導入などによる経費の圧縮を検討していきます。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	施設の更新や維持管理について、活用可能な民間活力について調査検討していきます。特に浄水場の更新(令和19年経年)に向けては、PFI等その可能性について検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	上水道と西部簡易水道、江良簡易水道の統合を検討していきます。また松前上水道の浄水場の更新にあたっては、適切な規模へのダウンサイジングを図り、更新経費の圧縮を図るとともに、将来的な維持管理経費の節減に努めていきます。【別紙⑤】水道施設統合計画(案)参照 また、松前浄水場への取水についても、現在の及部川上流から、以前の大松前川上流への変更を検討し、将来的な導水管の更新経費の節減と、取水施設の更新や維持管理経費の節減を検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	管路の更新にあたっては、需要に合わせた口径減を検討するとともに、経済性の優れた管への交換を検討し、将来の維持管理費の節減に努めていきます。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	更新時期が集中する令和19年の平準化を図るため、延命化と早期更新施設の優先順位を検討し、投資の平準化を検討していきます。
広 域 化	当面は他町との広域化は見込みませんが、ソフト面での連携等の可能性については、今後も協議を継続していきます。
そ の 他 の 取 組	経年施設の早期更新が望まれる中、予期せぬ漏水等により、利用者に一時的に迷惑をかけることもありえる状況も想定されることから、できるかぎり迅速に修理又は応急処置ができるよう、施設の維持管理に向けた体制づくりと、町民の理解と協力が得られるような広報活動に努めます。

浄水場のダウンサイジングの考え方(イメージ)



② 財源について検討状況等

料 金	令和元年度に消費税による増額があったものの、将来の赤字に備える場合、5年以内を目途に20%程度(家事用基本料金で340円)の増額を検討していかなければならないと考えています。しかし、料金の改定に当たっては大幅な増額による利用者の負担の軽減を図るために、基本料金や超過料金などの料金体系の見直しや、段階的な改定による激変緩和措置を講ずるなど、利用者の理解と協力が得られるよう、十分な説明を行っていく必要があります。また、現在の休検料の在り方を見直し、メーター使用料の導入を検討していきます。
企 業 債	将来の水道事業を圧迫しないよう、計画的に活用していきます。
繰 入 金	簡易水道を統合しても、今後も一般会計からの繰入金が必要な状況ですが、引き続き繰入額の圧縮に努めます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現時点で活用可能な資産はありませんが、将来的に遊休資産が生じた場合は売却や貸付け等、有効活用を検討していきます。
その他の取組	必要に応じて検討していきます。

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	現在、浄水場のや、水道施設の維持管理をはじめ、水質検査、電気計装設備の保守点検等を民間委託していますが、今後もコスト削減に向けて業務委託内容を検討していきます。
修 繕 費	漏水など緊急に対応が必要となる事案に対する必要な予算は確保しつつ、確実な維持管理により、
動 力 費	施設の更新にあたっては統合や規模縮小、節電機種の導入など、コスト削減に努めていきます。
職 員 給 与 費	当面の間は現在の職員数(6人)を維持します。平均年齢を下げ、さらには各種業務委託などにより
その他の取組	積極的な縮減に努めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は毎年度進捗状況を検証するとともに、3年毎に、本計画を設備や管路等の状況及び収支見通しに合わせて適切に見直しをすることにより、将来的な水道事業の健全経営を図っていきます。
---------------------	--